

SATO社会保険労務士法人 NewsLetter



2012年4月号 No.1

平成24年4月より、SATO社会保険労務士法人から、このような情報案内をお送りします。毎月、発行させて頂き、少しでもお役に立てればと思っております。

今回は「労働保険料」・「労働保険年度更新業務」に関して解説させて頂きます。

■労災保険料率・雇用保険料率の変更

平成24年4月1日より、労災保険料率・雇用保険料率が変更になります。

平成24年4月以降に支給されます給与から、雇用保険料率が変更になりますので、注意が必要です。

<雇用保険料率>

・一般の事業の保険料率

1000分の15.5から **1000分の13.5**へ

・農林水産清酒製造の事業の保険料率

1000分の17.5から **1000分の15.5**へ

・建設の事業の保険料率

1000分の18.5から **1000分の16.5**へ

SATOコラム

平成24年4月1日より、SATO行政書士法人が東京進出を致しました。行政書士・社会保険労務士との連携を図り、お客様へのサービス向上に努めて参ります。

今後とも、SATO行政書士法人・SATO社会保険労務士法人を宜しくお願い申し上げます。

毎年4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額を申告します。

<労働保険算定期間>

平成23年度確定保険料・・・

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

平成24年度概算保険料・・・

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

<労働保険料延納（分割）する場合の期限>

	4/1～5/31に成立した場合			6/1～9/30に成立した場合	
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
期間	4/1～ 7/31	8/1～ 11/30	12/1～ 3/31	成立した日～ 11/30	12/1～ 3/31
期限	7/10	10/31	翌年 1/31	成立した日から 50日	翌年 1/31

※納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

※概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができません。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310